今さら聞けない

「大阪都」構想

# Q&A

# 市の権限と財源を奪う構想

「大阪都」構想の是非を問う2度目の住民投票が11月に実施される。「大阪都」構想とは何か、私たちの暮らしはどうなるか――。Q&A形式で紹介する（連載）。

**Q　「大阪都」構想って何？**

**A　大阪市を廃止し、特別区に分割する構想です。**

計画では、大阪市を解体した後、北区、淀川区、天王寺区、中央区の4つの「特別区」に分割・統合します（図）。現在の大阪市にも24の「区」がありますが、行政区は大阪市におけるエリア区分であり、特別区とは全く別の物です。「大阪府」の名は変わらず、「大阪都」にはなりません。

都構想の目的は、大阪市を廃止し特別区に分割することで、その権限と財源を奪うことです。大阪市は政令指定都市であり、国からその他の市町村よりも大きな権限と財源を持つことを認められています。大阪府と大阪市がそれぞれ権限と財源を持つ状態を「二重行政だ」と主張し、大阪府に一元化しようとしています。一元化されれば大阪市は税収の73・4％を奪われ、「特別区」はわずかな財源で行政運営しなければなりません。（つづく）

特別区の区割り

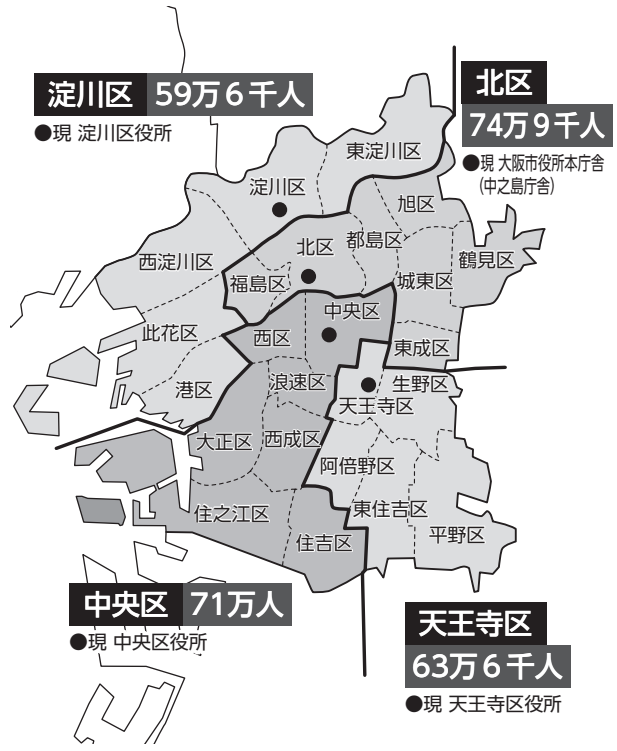


## 春夏秋冬

# 医療・福祉を守る選択を

### 「大阪都」構想

大阪市を廃止し4つの特別区に分割する「大阪都」構想の賛否を問う二度目の住民投票が11月に実施される。大阪維新の会は公明党を抱き込み、強引に住民投票に持ち込んだ。中身なき構想が独り歩きするなかで「大阪がよくなる」という幻想に騙されてはならない。

そもそも都構想が実現しても、東京都のように「都」になるわけではない。大阪市は解体、4つの特別区に再編され、大阪府の傘下に入るだけだ。大阪市が解体されれば、市は多くの権限を奪われ、市税の74％を吸い上げられる。権限と財源を奪うことこそが都構想の真の目的である。

大阪維新の会が「看板施策」とする万博とカジノを中心としたIR事業。そのインフラ整備などに用いられる大型開発予算は1兆円を超え、さらに膨れ上がっている。大阪府の財政だけではその実現は難しく、大阪市の豊かな財源を注ぎ込もうというのだ。大阪維新の会が主張してきた「二重行政を是正」「無駄をなくす」は欺瞞に他ならない。当初二重行政の解消で年間400億円生まれると宣伝されてきた財政効果は根拠が無く、逆に移行コストだけで1500億円もが府民・市民にのしかかることが明らかになっている。

都構想が実現すれば、医療・福祉をはじめ、住民サービスは後退する。「広域的な仕事は大阪府、住民に身近な事務は特別区」と大阪維新の会は機能的分担を主張するが、特別区は税収のほとんどを奪われており、担うことができる役割も限定的だ。維新府政はこれまでも福祉医療費助成の改悪をはじめ、市町村への補助金廃止などくらしに役立つ制度や施設を削減してきた。「身近な住民サービスは仕事ではない」「（他都市との競争に）財源を集中投資する」という維新府政に府民のくらしを支える姿勢はない。都構想が可決されれば、大阪の住民福祉は崩壊し、カジノありきの「成長戦略」に巻き込まれることになる。

すべては住民投票で決まる。一度可決されてしまえば、もう後戻りはできない。協会は医療・福祉を守り、社会保障の拡充を求める立場から都構想に断固として反対する。

## 第11回理事会

# 診療報酬改定に対応

### 点数説明会、署名など確認

第11回理事会を8日に開き、診療報酬改定への対応や、患者負担増に反対する署名活動などについて、討議、決定した。

改定への対応では、3月22日にオリックス劇場で開催する新点数中央説明会や、地区説明会の開催日程と会場を確認した。また改定に対するパブリックコメントに金パラの逆ザヤ解消を求める声が多数寄せられたことを受けて、改善のための取り組みを強める事を決めた。

この間の活動では、1月20日の「歯科技工問題改善に向けた国会内集会」に参加した柿本和俊氏（大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科教授）と懇談、歯科技工士の養成などで意見交換したことが報告された。

患者負担増に反対する署名では、理事会として4000筆の目標を持ち、取り組むことを決めた。また5月23日に近畿ブロック総決起集会が開催されることを受け、多くの参加を募るべく、会員や家族、スタッフ、患者など参加者の交通費を補助することを決めた。

## 経税部

# 医院経営のイロハ

### 決算書の読み方を学ぶ

経税部は2日、会計を通じて医院経営を学ぶことを目的に、「筋肉質な経営体質を作るイロハのイ会計学」と題し経営セミナーを開催した。簿記の基本的考え方や決算書の読み方について経税部員の宇治田竜一氏（写真）が解説し、12人が参加した。

宇治田氏は、「会計を理解することは経営の足腰を強くし、資金調達、スタッフ募集や広告宣伝など、日々判断の必要な医院経営において有効な判断材料である」と会計を学ぶ必要性を強調。また、確定申告を前にし、「自院の決算書を税理士に丸投げにするのではなく、しっかり把握することは医院を経営する上で必要なことである」と訴えた。

参加者からは、医院経営に関する日常の悩みが多数寄せられ、「今さら聞けない会計学の基本を学べる貴重な機会だった」、「（講師が）歯科医師だからこそ、知りたいところを率直に学ぶことができた」などの感想が寄せられた。

（港区・冨本昌之）

## 医院経営

転ばぬ先の

## 法律相談

患者トラブルや労務問題では法律に則った対処が重要です。事例をもとにQ&A形式で紹介する新シリーズ（毎月25日掲載）。

◇

**待合室で職員に暴言を吐いたり、他の患者に嫌がらせをする患者さんがいます。何回注意してもダメです。今後の診察を断ることはできますか。**

（40代男性）

### 応召義務は個別ケースで判断

歯科医師は、患者さんから診療をしてほしいと求められた場合、原則拒否することができません。これを応召義務といい、歯科医師法19条1項に定めがあります。これは原則です。例外もあり、「正当な事由（理由）」があれば断ることも可能です。歯科医師自身が病気の場合や、不在の場合などがそれにあたります。ほかにも「正当な理由」にあたる場合はありますが、個別具体的なケースで判断することになります。患者さんが窓口一部負担金を滞納しているからとか、時間外だからというだけでは、直ちに「正当理由」にはならないとされています。

**第1回**　暴言吐く患者の診察拒否できる？

# 正当な理由あれば可能

### 状況により毅然と対応

さて、質問の事例ですが、類似の事案（医科）で、以後の診療を断ったことによる損害賠償（慰謝料）請求の裁判を担当しました。裁判所は、繰り返される迷惑行為や暴言の事実があったことを前提として、さらに、①患者さんの疾患の状態が緊急・重篤なものではないこと②医師側が近隣の他院の紹介をしていること――も考慮し、診療拒否には「正当な理由」があると判断しました。

応召義務は歯科医師に課せられた原則的な義務ですので、まずは患者の求めに応じるという姿勢は大事です。しかしながら、言うがままに従う義務ではありません。状況により毅然と対応するべき場合もあります。

（弁護士・西　晃）

イラスト・辻井タカヒロ